

若手ゼミ設置要領

(目的)

第1 庁内の若手職員が、民間企業の若手社員を交えた意見交換や勉強会への参加を通じて、将来にわたる官民連携やネットワーク形成の促進、民間視点の習得を図ることを目的に、若手ゼミを設置する。

(テーマ等)

第2 若手ゼミのテーマ、実施内容等は、毎年度環境生活部長が定める。

(構成員)

第3 本庁各部局長等の長、医療局長及び企業局長並びに議会、監査委員及び各委員会の事務局（警察本部を除く。）の長（以下「各部局長等」という。）は、第1に規定する目的に照らし、次の点に留意して、毎年度若手ゼミの構成員（以下「ゼミ生」という。）の候補者1～2名を推薦するものとする。なお、広域振興局及び出先機関の職員にあつては、本庁主管部局を経由するものとする。

(1) 対象は複数の勤務公署を経験した主任～主事・技師級の若手職員とすること。

(2) 対象職員の希望状況、業務内容、経験年数、必要性等を勘案すること。

(3) 推薦にあたって、候補者が複数となる場合は、推薦順位を付すこと。

2 環境生活部長は、各部局長等が推薦するゼミ生の候補者の中から、概ね18名以内を基本としてゼミ生を指名する。

3 若手ゼミの活動等において当該年度のゼミ生以外の職員（平成25年度から平成30年度までの間に若者施策研究会に参加した職員等）の参画が必要な場合は、環境生活部長は、各部局長等と協議の上、助言・サポート等の協力を依頼する。

(服務)

第4 若手ゼミの活動等は、各部局長等の指示を受け、ゼミ生の所属等が特に命ずる業務として行う。

2 ゼミ生の服務上の取扱い（勤務時間、旅行命令等）は、原則として岩手県職員研修規程第6条に規定する能力開発研修に準ずるものとし、必要な範囲において就業時間内にワークショップ、ベンチマーキング、実践活動等を実施する。

3 第3第3項の規定によりゼミ生以外の職員が活動等に参画する場合は、前2項の規定に準じて取り扱うものとする。

(事務局)

第5 若手ゼミの事務局は、環境生活部若者女性協働推進室が担う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、若手ゼミの設置に関し必要な事項は、環境生活部長が定める。

附 則

1 この要領は、令和3年6月22日から施行する。

2 平成29年度庁内若手職員による若者施策研究会設置要領（平成29年5月15日最終改正）は、廃止する。